

2008年3月18日

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JP ドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹

答申書

フィッシング被害防止においてドメイン名レジストリが担うべき活動の方針についての諮問書(JPRS-ADV-2007001)に答申致します。

主 文

近年、インターネットは日常生活に不可欠なインフラとしての機能を増しており、経済活動での利用が拡大している。一方で、フィッシングなど、インターネットの安心・安全を脅かす行為が増加して、その手口が巧妙化している。

このような状況の中で、フィッシング対策のための協議会や団体が設置され、それらがフィッシングに関する情報収集・提供、事業者間の情報共有、一般利用者への注意喚起などの活動を展開している。

フィッシングに利用されるWebページへのアクセスにはドメイン名が使われる。そこで、健全なインターネット利用促進の観点から、増大するフィッシング行為に対抗して被害を防止することに資するため、JPRSにおいても、以下の対策を実施できるようにするべきである。

1. 注意喚起について

フィッシングの事例紹介、フィッシング行為を発見した場合や被害に遭った場合の対処などの情報提供を行っている組織と連携して、ドメイン名レジストリであるJPRSからも、インターネット利用者に対してこれらの情報を提供する。

2. ドメイン名の使用停止について

これまでと同様に、JPRSは、ドメイン名の文字列や使い方の妥当性を自ら判断することによりドメイン名を使用停止にすることはせず、指定事業者の協力を得

て対処することが適切である。

ただし、インターネット利用者の安心・安全を守るため、重大かつ緊急の場合には、信頼できる第三者機関の判断に基づき、JPRSがドメイン名の使用停止を行えるようにしておくことも必要である。

ドメイン名の使用停止を行う制度の策定および上記第三者機関の選定にあたっては、国内外の対策団体などを含め、政府、指定事業者、ISPやWebホスティング事業者、その他セキュリティ関連組織などと密に連携し、検討する。

理 由

近年、インターネットは日常生活の不可欠なインフラとしての機能を増しており、インターネットバンキングやオンラインショッピングにおける利用等、経済活動での利用が拡大している。その一方で、クレジットカードの暗証番号・銀行口座番号・各種サービスのIDやパスワードを詐取するフィッシングなど、インターネットの安心・安全を脅かす行為が増加して、その手口が巧妙化している。

現在、国内におけるフィッシング対策に関しては、関連組織を中心とした「フィッシング対策協議会」などが設置されており、フィッシングに関する情報収集・提供、事業者間の情報共有、一般利用者への注意喚起などの活動が行われている。また、国境を越えたフィッシングも数多くあることから、国際的な協力活動を推進しているAnti-Phishing Working Groupのような団体があり、業界をまたがった世界的な対策が検討されている。

このような状況において、フィッシングに使われるドメイン名がJPドメイン名である場合には、国内外のインターネット関連組織や一般的なインターネット利用者などからJPRSに対して、当該ドメイン名の使用停止要求が寄せられることがある。その場合には、JPRSは当該ドメイン名を管理している指定事業者に連絡を取り、さらにその指定事業者が当該ドメイン名の登録者と連絡を取り、ドメイン名の使用的停止を登録者に要求することで解決している。

フィッシング被害が広がってきており、ドメイン名レジストリとしてさらに有効な対策を施して、被害防止に資することができれば、健全なインターネットの利用が促進される。このためには、インターネット利用者への注意喚起、フィッシングに使われているWebサイトの削除やドメイン名の使用停止、フィッシングサイトの運営者を警察などにより取り締まるなど、一般的に考えられる対策の中から、ドメイン名レジストリとして以下の対策を実施することが必要である。

1. 注意喚起について

インターネット利用者への注意喚起については、フィッシング対策を行っている団体等が、フィッシングの事例紹介、フィッシング行為を発見した場合や被害に遭った場合の対処などの情報提供を行っている。インターネットの重要な部分を担う組織の社会的責任を果たすためには、ドメイン名レジストリであるJPRSも、これらの情報を、関連組織と連携して、インターネット利用者に対して提供することが重要である。

2. ドメイン名の使用停止について

ドメイン名の使用停止は、ドメイン名登録の削除やネームサーバ削除により実現できる。これは、技術的観点からすると、効果的な対策であり、ドメイン名レジストリはそれを最も効果的に実施できる立場にいる。

2-1. JPRSの判断によるドメイン名の使用停止について

ドメイン名レジストリの本来の役割は、ドメイン名の登録管理の公平性・中立性を保ち、迅速な登録処理を行い、インターネット上でそのドメイン名を安定的に使用可能とすることであり、JPRSはその役割の遂行を最大の目的として活動すべきである。ドメイン名の文字列や使い方の妥当性への関与は、ドメイン名登録時および使用時に、その妥当性の審査を行うことにつながり、上記役割の遂行に支障をきたす。このため、ドメイン名レジストリは、ドメイン名の文字列や使い方の妥当性には関与しないこととしている。この方針を堅持することが重要である。

したがって、JPRSは、自らドメイン名の文字列や使い方の妥当性を判断することによりドメイン名を使用停止にすることはせず、引き続き、指定事業者の協力を得て、指定事業者と登録者との間の契約に基づき対処することが適切である。

2-2. 第三者機関の判断によるドメイン名の使用停止について

JPRSの判断によるドメイン名の使用停止は行わないとしても、インターネットの重要な部分を担う組織としての社会的責任を果たすためには、重大かつ緊急の場合にインターネット利用者の安心・安全を守るための最終手段として、信頼できる第三者機関の判断に基づき、JPRSがドメイン名の使用停止を行えるようにしておくことが必要である。

2-3. 関連組織と連携した検討について

ドメイン名の使用停止を行う制度の策定および上記第三者機関の選定にあたっては、それを十分妥当性のある制度とするため、国内外の対策団体などを含めて、政府、指定事業者、ISPやWebホスティング事業者、その他セキュリティ関連組織などと密に連携し、検討することが必要である。

以上